

令和6年度 実施予定事業
提案型市民主役事業化制度 募集要項



本制度では、鯖江市が行っている公共的な事業の中から、市民活動団体、地域のまちづくり組織、事業者などが「新しい公共」の担い手として自ら行った方が良いと考えられる事業を「市民主役事業」として募集しています。

公共における民間と行政との役割分担を見直し、公共サービスの更なる充実と市民の自治力を高める提案をお待ちしております。

募集期間 令和5年10月18日（水）から

11月15日（水）まで 17時必着

募集事業 提案型市民主役事業化制度募集事業一覧（令和6年度実施予定分）
※詳細は下記QRコード（市HP）よりご覧ください。

お問合せ
申込先

鯖江市総務部市民活躍課

〒916-8666 鯖江市西山町13-1

電話：0778-53-2214

Mail: SC-Katsuyaku@city.sabae.lg.jp

～つくる、そだてる、さばえる～



提案型市民主役事業
R6募集事業一覧

I 応募できる団体および募集する市民主役事業について

1 応募できる団体

(1) 応募の資格

鯖江市内を拠点に活動しており、提案した内容で事業を自立して実施する能力がある以下の法人その他の団体とします。

- ・ 民間の営利法人、非営利法人（NPO法人等）
- ・ 法人以外の団体（市民活動団体、地域のまちづくり組織等）

(2) 応募の制限

法人その他の団体またはその代表者が次に該当する場合には、提案者となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により鯖江市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 鯖江市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けている者
- ③ 暴力団またはその構成員の統制の下にある者
- ④ 鯖江市長または鯖江市議会議員が、代表者またはこれに準ずる地位にある者となっている団体

【特記事項】

- ・ 提案にあたり、2つ以上の団体が共同により応募することも可能です。
- ・ 鯖江市を含む県内全域を対象として活動している団体については、本制度の主たる目的を達成するため、市内で活動する団体と共同により応募するか、または市民を含む実行委員会等の体制を構築した上で、事業提案してください。

2 募集する市民主役事業

市が公開する「提案型市民主役事業化制度募集事業一覧（令和6年度実施予定分）」に掲載された事業のうち、次の要件を満たすものとします。

- ① 行政が行ってきた事業を、そのまま担い手を変えて実施するのではなく、住民サービスおよび費用対効果の向上、事業の広がり等、改善が期待できるものであること。
- ② 事業を実施するにあたり、市民が誇りややりがい、そして楽しみを持って参画でき、人づくりおよび市民同士の連携の強化、市民の自立等につながる事業であること。

【特記事項】

- ・ 事業を単にそのまま委託するものではありません。実際に市が実施をしている事業内容・形態にこだわらず、上記事業一覧に掲載された「事業の目的」を参考に、事業対象や内容を組み替えたり、自由な発想で提案してください。
- ・ 掲載事業のうち、複数事業を集約して1つの事業とした提案も可能とします。